

参 考 資 料

1. 生活保護基準額の推移
2. 基準額（月額）の具体的事例
3. 生活保護の実施体制
4. 救護施設の設置状況
5. 救護施設職員の配置状況
6. 福祉事務所の設置状況
7. 町村生活保護所管課一覧

1. 生活保護基準額の推移

(2級地-1) (単位：円)

	令和元年度(R1.10.1現在)	令和2年度(R2.10.1現在)	令和3年度(R3.10.1現在)	令和4年度(R4.7.1現在)
1. 生活扶助基準	3人世帯	3人世帯	3人世帯	3人世帯
居宅(1類+2類)	138,850	138,940	138,940	138,940
期末一時扶助(居宅)	21,610	21,640	21,640	21,640
期末一時扶助(救護施設等)	4,610	4,610	4,610	4,610
地区別冬季加算(居宅)	4,240	4,240	4,240	4,240
救護施設等	更生 64,550	更生 64,550	更生 64,550	更生 64,550
介護施設入所者基本生活費	9,880	9,880	9,880	9,880
加算				
妊婦(6月以上)	13,790	13,790	13,790	13,790
産婦	8,480	8,480	8,480	8,480
母子(2人目加算)	(3,600)	(4,400)	(4,400)	(4,400)
15歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日から				
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童				
障害者 障害1,2級・国年1級				
障害3級・国年2級				
常時介護(世帯員介護/介護人加算)	14,790(12,410/70,360以内)	14,790(12,410/70,360以内)	14,880(12,470/70,360以内)	14,850(12,450/70,360以内)
介護施設入所者	9,880	9,880	9,880	9,880
在宅患者	13,270	13,270	13,270	13,270
放線線障害者別表第1-2-5-①)	43,630	43,630	43,830	43,760
別表第1-2-5-②)	21,820	21,920	21,920	21,880
児童養育	11,820	11,820	11,820	11,820
(H30.1.1)18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	10,190	10,190	10,190	10,190
介護保険料	介護保険料の美費	介護保険料の美費	介護保険料の美費	介護保険料の美費
(H12より介護保険料普通徴収対象者のみ)				
人工栄養費				
入院患者日用品費	23,110以内	23,110以内	23,110以内	23,110以内
入学生準備金	小 64,300以内 中 81,000以内	小 64,300以内 中 81,000以内	小 64,300以内 中 81,000以内	小 64,300以内 中 81,000以内
2. 教育扶助基準(小学生)	2,600 PTA会費等(850以内)	2,600 PTA会費等(850以内)	2,600 PTA会費等(1,080以内)	2,600 PTA会費等(1,080以内)
3. 住宅扶助基準	13,000以内	13,000以内	13,000以内	13,000以内
家賃間代等	122,000以内(特基 183,000以内)	121,000以内(特基 181,500以内)	124,000以内(特基 186,000以内)	124,000以内(特基 186,000以内)
住宅維持費				
4. 出産扶助基準	295,000以内	295,000以内	306,000以内	309,000以内
施設分娩基準	259,000以内	259,000以内	259,000以内	259,000以内
居宅分娩基準	6,000以内	6,000以内	6,000以内	6,000以内
衛生材料費				
5. 生業扶助基準	78,000以内	78,000以内	78,000以内	78,000以内
生業費	47,000以内(特基 78,000以内)	47,000以内(特基 78,000以内)	47,000以内(特基 78,000以内)	47,000以内(特基 78,000以内)
技能修得費(高等学校等就学費を除く)	81,000以内(特基 135,000以内)	82,000以内(特基 135,000以内)	83,000以内(特基 139,000以内)	84,000以内(特基 142,000以内)
就職支度費	32,000以内	32,000以内	32,000以内	32,000以内
6. 葬祭扶助基準(大人)	209,000以内	209,000以内	212,000以内	212,000以内
7. 勤労控除	収入金額が231,000円以上の場合を除く。	収入金額が231,000円以上の場合を除く。	収入金額が231,000円以上の場合を除く。	収入金額が231,000円以上の場合を除く。
基礎控除	1人目 36,400以内	1人目 36,400以内	1人目 36,400以内	1人目 36,400以内
	2人目以降 30,940以内	2人目以降 30,940以内	2人目以降 30,940以内	2人目以降 30,940以内
特別控除				
新規就労控除	6箇月間 11,600	6箇月間 11,600	6箇月間 11,700	6箇月間 11,600
未成年者控除	20歳未満 11,600	20歳未満 11,600	20歳未満 11,600	20歳未満 11,600
不安定就労控除	1人 15,000	1人 15,000	1人 15,000	1人 15,000

(注) 上の表は、2級地-1(那覇市の生活保護基準)である。3人世帯とは、33歳、29歳、4歳を想定している。

2. 基準額(月額)の具体的事例

令和4年4月1日現在

(1) 高齢者単身世帯【68歳】

(単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	90,980	87,690	83,630	83,630	75,740	74,300
生活扶助	77,980	74,690	70,630	70,630	67,740	66,300
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

- (注) 1. 生活扶助は、冬季加算(VI区×5/12)を含む。以下同じ。
 2. 住宅扶助は、住宅費が上記の額を超える場合、地域別に定められた上限額の範囲内でその実費が支給される。以下同じ。
 3. 上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付される。以下同じ。
 4. 勤労収入がある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費しうる水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。
 (就労収入が10万円の場合:23,600円)
 5. 県内の級地区分は、那覇市が2級地-1、豊見城市、南城市を除く他の8市は3級地-1に属し、その他の町村及び豊見城市、南城市は3級地-2である。以下同じ。

(2) 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	171,760	166,890	162,130	162,130	150,760	147,630
生活扶助	148,570	143,700	138,940	138,940	132,570	129,440
児童養育加算	10,190	10,190	10,190	10,190	10,190	10,190
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

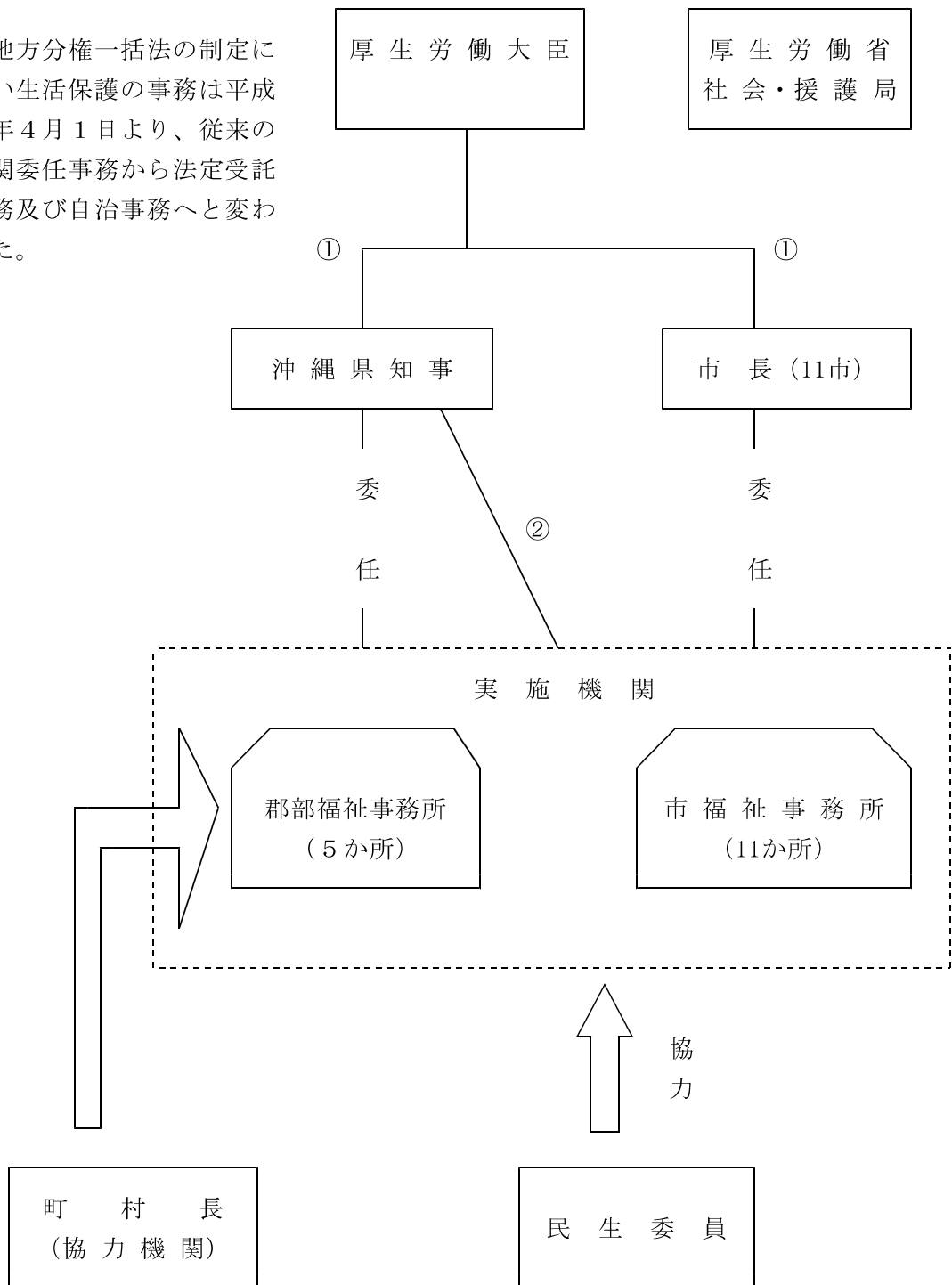
(3) 母子3人世帯【30歳、4歳、2歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	203,550	198,750	192,270	192,270	179,430	176,360
生活扶助	146,570	141,770	137,090	137,090	130,850	127,780
児童養育加算	20,380	20,380	20,380	20,380	20,380	20,380
母子加算	23,600	23,600	21,800	21,800	20,200	20,200
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

※資料:生活保護のてびき(令和4年度版)

3 生活保護の実施体制

※ 地方分権一括法の制定に伴い生活保護の事務は平成12年4月1日より、従来の機関委任事務から法定受託事務及び自治事務へと変わった。



① 法定受託事務の委託、指導監査、技術的助言・勧告・是正の指示等

② 監査指導、技術的助言・勧告・是正の指示等

4. 救護施設の設置状況

施設名	施設(経営)主体	所在地	許可(設置)年月日	定員
いしみね救護園	沖縄県社会福祉事業団	那覇市首里石嶺町4-389	昭和47年5月15日	50人
よみたん救護園	沖縄県社会福祉事業団	読谷村字都屋167	昭和52年4月24日	100人

※県立いしみね救護園(許可(S47.5.15))及び県立よみたん救護園(許可(S52.4.24))は、設置主体が沖縄県から沖縄県社会福祉事業団になったため名称を変更した。

5. 救護施設職員の配置状況

(令和3年4月1日現在)

	施設 長	事務 員	職業 指導 員	直接処遇職員							栄 養 士	介 助 員	医師		調 理 員	そ の 他 の 職 員	計
				指導員				寮 母	看 護 師	小 計			常 勤	嘱 託 医			
				生 活 指 導 員	精 神 保 健 福 祉 士	理 学 療 法 員	作 業 療 法 員										
いしみね救護園	(1) 1	2	0	(1) 2	1	0	0	(8) 14	2	(10) 19	(1) 1	0	(1) 0	1	委託	0	(11) 23
よみたん救護園	(1) 1	3	0	(1) 1	1	0	0	(12) 21	(2) 4	(15) 27	(1) 1	(1) 1	(1) 0	1	委託	0	(18) 33
合 計	(2) 2	5	0	(1) 3	(1) 2	0	0	(20) 35	(2) 6	(25) 46	(2) 2	(1) 1	(2) 0	2		0	(29) 56

※計の欄は嘱託医を除く。また、()内は契約・嘱託職員の再掲である。

6. 福祉事務所の設置状況（令和5年3月現在）

	名 称	所 在 地	管 轄
県	沖縄県南部福祉事務所	〒901-1104 南風原町字宮平212 TEL 098-889-7150 FAX 098-889-6366	島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く10町村）、中頭郡（西原町のみ）
	沖縄県中部福祉事務所	〒904-2155 沖縄市美原1-6-28 TEL 098-938-9709 FAX 098-938-9789	中頭郡（西原町を除く5町村）、国頭郡（金武町、宜野座村及び恩納村の3町村）
	沖縄県北部福祉事務所	〒905-0017 名護市大中2-13-1 TEL 0980-52-2549 FAX 0980-52-7544	国頭郡（金武町、宜野座村及び恩納村を除く6町村）、島尻郡（伊平屋村及び伊是名村の2村）
	沖縄県宮古福祉事務所	〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 TEL 0980-72-3771 FAX 0980-73-2131	宮古郡（多良間村）
	沖縄県八重山福祉事務所	〒907-0002 石垣市真栄里438-1 TEL 0980-82-2330 FAX 0980-83-5949	八重山郡（竹富町及び与那国町）
市	糸満市福祉事務所	〒901-0392 糸満市潮崎町1-1 TEL 098-840-8130 FAX 098-840-8152	糸満市一円
	豊見城市福祉事務所	〒901-0292 豊見城市宜保1-1-1 TEL 098-850-0141 FAX 098-856-7046	豊見城市一円
	那覇市福祉事務所	〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 TEL 098-861-5193 FAX 098-862-4267	那覇市一円
	浦添市福祉事務所	〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1 TEL 098-876-1234 FAX 098-876-1256	浦添市一円
	宜野湾市福祉事務所	〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1 TEL 098-893-4411 FAX 098-893-4490	宜野湾市一円
	沖縄市福祉事務所	〒904-8501 沖縄市仲宗根町26-1 TEL 098-939-1212 FAX 098-934-0707	沖縄市一円
	うるま市福祉事務所	〒904-2292 うるま市みどり町1-1-1 TEL 098-979-6552 FAX 098-989-0224	うるま市一円
	名護市福祉事務所	〒905-8540 名護市港1-1-1 TEL 0980-53-1212 FAX 0980-54-3813	名護市一円
	宮古島市福祉事務所	〒906-8501 宮古島市平良字西里1140 TEL 0980-73-1962 FAX 0980-73-1963	宮古島市一円
	石垣市福祉事務所	〒907-8501 石垣市字真栄里672 TEL 0980-82-5045 FAX 0980-82-1580	石垣市一円
	南城市福祉事務所	〒901-1495 南城市佐敷字新里1870番地 TEL 098-917-5334 FAX 098-917-5427	南城市一円

7. 町村生活保護所管課一覧（令和5年3月現在）

南部福祉事務所管内

町村名	課名	住所	電話番号	FAX番号
与那原町	福祉課	〒901-1392 与那原町字上与那原16	098-945-1525	098-946-4597
八重瀬町	社会福祉課	〒901-0492 八重瀬町字東風平1188	098-998-9598	098-998-7164
南風原町	こども課	〒901-1195 南風原町字兼城686	098-889-7028	098-889-7657
西原町	福祉保険課	〒903-0220 西原町字与那城140-1	098-945-4791	098-945-6770
渡嘉敷村	民生課	〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷183	098-987-2322	098-987-2560
座間味村	総務・福祉課	〒901-3402 座間味村字座間味109	098-987-2311	098-987-2004
栗国村	民生課	〒901-3792 栗国村字東483	098-988-2017	098-988-2206
渡名喜村	民生課	〒901-3692 渡名喜村1917-3	098-989-2317	098-989-2197
南大東村	福祉民生課	〒901-3895 南大東村字南144-1	09802-2-2036	09802-2-2669
北大東村	福祉衛生課	〒901-3902 北大東村字中野218	09802-3-4055	09802-3-4406
久米島町	福祉課	〒901-3193 久米島町字比嘉2870	098-985-7124	098-985-7120

中部福祉事務所管内

町村名	課名	住所	電話番号	FAX番号
嘉手納町	福祉課	〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588	098-956-1111	098-956-8094
北谷町	福祉課	〒904-0192 北谷町桑江1-1-1	098-936-1234	098-982-7715
中城村	福祉課	〒901-2493 中城村字当間585-1	098-895-1738	098-895-3048
北中城村	福祉課	〒901-2392 北中城村字喜舎場426-2	098-935-2263	098-982-0345
読谷村	福祉課	〒904-0392 読谷村字座喜味2901	098-982-9209	098-982-9210
恩納村	福祉課	〒904-0492 恩納村字恩納2451	098-966-1207	098-966-1266
宜野座村	健康福祉課	〒904-1392 宜野座村字宜野座296	098-968-3253	098-968-5504
金武町	保健福祉課	〒904-1292 金武町字金武1	098-968-3559	098-968-6275

北部福祉事務所管内

町村名	課名	住所	電話番号	FAX番号
国頭村	福祉課	〒905-1495 国頭村字辺土名121	0980-41-2765	0980-41-2914
大宜味村	住民福祉課	〒905-1392 大宜味村字大兼久157	0980-44-3003	0980-44-3139
東村	福祉保健課	〒905-1292 東村字平良804	0980-43-2202	0980-43-3050
今帰仁村	福祉保健課	〒905-0492 今帰仁村字仲宗根219	0980-56-4189	0980-56-4270
本部町	福祉課	〒905-0292 本部町字東5	0980-47-2165	0980-47-2185
伊江村	福祉課	〒905-0592 伊江村字東江前38	0980-49-3160	0980-49-2003
伊平屋村	住民課	〒905-0793 伊平屋村字我喜屋251	0980-46-2142	0980-46-2956
伊是名村	住民福祉課	〒905-0695 伊是名村字仲田1203	0980-45-2819	0980-45-2467

宮古福祉事務所管内

町村名	課名	住所	電話番号	FAX番号
多良間村	住民福祉課	〒906-0692 多良間村字仲筋99-2	0980-79-2623	0980-79-2664

八重山福祉事務所管内

町村名	課名	住所	電話番号	FAX番号
竹富町	福祉支援課	〒907-8503 石垣市美崎町11-1	0980-82-6191	0980-82-6199
与那国町	長寿福祉課	〒907-1801 与那国町字与那国129	0980-87-3575	0980-87-2079

令和4年度版

沖縄県の生活保護

編集・発行／沖縄県 子ども生活福祉部 保護・援護課

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

T E L (0 9 8) 8 6 6 - 2 4 2 8

F A X (0 9 8) 8 6 6 - 2 7 5 8
